各種健（検）診

市では下記の検診を実施しています。（内容が変更になる場合があります）

	対象	実施時期	実施場所
結核・肺がん検診	40 歳以上	5 月下旬～6 月下旬	各市民センター ※特定健康診査等と同時に実施
大腸がん検診	30 歳以上		
前立腺がん検診	50 歳以上男性		
肝炎ウイルス検査	40 歳（※）		
健康診査（健幸 35）	35 ～ 39 歳		
骨粗しょう検査	40・45・50・55・60・65・70 歳女性		
胃がん検診（X 線）	30 歳以上	7 月	各市民センター
胃がん検診（内視鏡）	60 歳以上の偶数年齢	6 ～ 11 月	指定医療機関
乳がん検診	30 歳以上女性	8 月	各市民センター
子宮がん検診	20 歳以上女性	6 ～ 8 月	指定医療機関
とみや歯と歯肉の健診	20・30・40・50・60・70 歳	9 ～ 11 月	指定医療機関
脳検診	40・45・50・55・60・65・70・75 歳	7 ～ 12 月	指定医療機関

内容が変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

※ 41 ～ 74 歳で今まで検査を受けたことがない方

高齢者予防接種

【お問い合わせ先】 健康推進課（☎ 358-0512）

市では予防接種法に基づき、高齢者の予防接種費用の一部を負担します。

免疫力が低下している高齢者にとって、インフルエンザや肺炎球菌感染症等にり患すると重症化しやすく、帯状疱疹も免疫の低下により発症しやすいと言われています。ワクチン接種は、これらの病気の発症予防や特に重症化予防に効果があります。

下記対象者で接種を希望される方および、実施期間や自己負担額等接種の詳細を確認したい方は、担当課までお問い合わせください。

・対象者

■インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

(1) 接種日時点で65 歳以上の方

(2) 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害等級 1 級相当の障がいを有する方

■肺炎球菌予防接種（対象者については、変更になる場合もあります。）

(1) 接種日時点で65 歳の方

(2) 接種日に 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

■帯状疱疹ワクチン予防接種（定期）

(1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（令和9年3月31日時点）

(2) 60 ～ 64 歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

■帯状疱疹ワクチン予防接種（任意）

(1) 接種日時点で 50 歳以上の方　※生涯に 1 回限り

地域の相談員（民生委員・児童委員、障害者相談員）

相談員には、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

■民生委員・児童委員

【お問い合わせ先】 長寿福祉課（☎ 358-0513）

子どもから高齢者まで、生活上のあらゆる心配事等の相談に応じ、地域福祉のために幅広い活動を行っています。

【主な相談内容】

- 高齢者や障がい者等の介護等に関する相談
- 子育て、教育、学校生活等に関する相談
- 生活費、生活環境、家族関係等に関する相談

■身体障害者相談員・知的障害者相談員

【お問い合わせ先】 富谷市障がい者等相談支援窓口（☎ 358-3396）

地域の身近な相談先として障がい者の日常生活の悩みや福祉サービスの窓口等の相談に応じます。

生活保護

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

病気やケガなどにより働けなくなるなど、様々な事情で生活に困窮している方を対象に最低限度の生活を保障するとともに、自分たちの力で生活できるように支援することを目的とした制度です。

■保護の申請から決定まで

申請後、生活状況・健康状況・世帯収入・資産状況・扶養義務者の状況などを調査し、原則 14 日以内（遅くとも 30 日以内）に決定します。

■生活保護の内容

- 生活扶助…衣食等日常生活に必要な費用
- 住宅扶助…家賃、地代、住宅の修理など
- 教育扶助…教材費等義務教育に必要な費用、給食費など
- 介護扶助…介護サービスなど
- 医療扶助…病気やケガの医療費
- 出産扶助…出産費用
- 生業扶助…高等学校の就学に必要な費用、仕事の技術や技能の修得費
- 葬祭扶助…葬祭費用

富谷市自立相談支援センター

【お問い合わせ先】 富谷市自立相談支援センター（☎ 358-3391）

収入が少なくて家計のやりくりが大変、仕事が不安定で転職したい…など、今後の生活に不安を感じている方からの相談を受け、解決に向けて一人ひとりの状態に応じた支援を行っています。

- **対　　象**　富谷市民の方（生活保護を受けている方は対象外です）
- **時　　間**　平日　8時 30分～ 17時 30分
 ※予約不要（正午～ 13時を除く）
- **設置場所**　地域福祉課内

福祉健康センター

【お問い合わせ先】　福祉健康センター（☎ 358-7466）

福祉健康センターは、ふれあいの場、健康づくりの場、そして、生きがい活動の場として、おおむね 60 歳以上の市民の皆さんを支援する施設です。平成 29 年 4 月より、富谷市社会福祉協議会に管理運営を委託しております。

介護予防の拠点として、教養講座や健康づくりのための介護予防教室など多彩な事業を行っています。筋力トレーニング器やマッサージ機なども設置しております。

・開所時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までです。
・土・日曜日、祝日、年末年始は、休館となります。

在宅サービス

【お問い合わせ先】　高齢者生活支援事業　保健福祉総合支援センター（☎ 348-1138）

在宅の高齢者の方々が、地域で自立した生活を送るための介護保険サービス以外の事業です。

事業名	内容	対象者	利用者負担
給食サービス事業	栄養とバランスのとれた食事の提供（昼食）	満 65 歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の方で食事の援助が必要な方	①平日 300円／1回 ②土･日･祝日 400円／1回
紙おむつ支給事業	紙おむつの支給	要介護状態区分が 4・5 の認定を受け在宅で生活されている方（※排泄のほぼ全てをおむつで管理している方）	600円／1ヶ月あたり
会食交流事業（虹いろ会食サロン）	市民センターを利用して地域高齢者の会食交流を図る	おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者	500円／1回
在宅家族介護者元気回復（ショートステイ）事業	家庭において要援護高齢者等を介護している家族に代わり、介護を一時的に委託介護老人福祉施設等において行うことにより、介護者の負担軽減とリフレッシュを目的とする。 ※利用日数　7日以内（年間）	要介護状態４・５の在宅の方 要介護状態３で認定調査員が評価する認知症高齢者の自立度がⅢ以上の在宅の方	原則無料（介護保険適用分のみ）
在宅家族介護者緊急支援（ショートステイ）事業	介護者が疾病・事故・災害等の事由により、家庭において要援護高齢者等を介護できない場合に、委託介護老人福祉施設等へ一時的に入所するもの。 ※原則として７日以内（１回あたり）	身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある概ね 65 歳以上の市内に居住する者（65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む）	830円／１日
介護者教室・交流事業	介護に関する勉強会及び介護者の交流事業	介護されている家族の方及び介護に興味のある方	無料
富谷市認知症の人と家族の会	月１回座談会・情報交換会（年１回程度勉強会予定）	認知症の本人・家族	原則無料
高齢者補聴器購入費助成事業	補聴器購入に対する助成 ※申請にあたり事前相談を要す。	次のいずれにも該当する方 ①満 65 歳以上 ②身体障害者手帳（聴覚）の交付を受けていないこと ③平均聴力レベルが両側 40dB 以上かつ上記手帳交付対象外 ④市税の滞納がないこと ⑤過去に本助成を受けていないこと	補聴器購入額の範囲内で上限３万円を助成

※事業によっては、申請書類等必要なものがあります。詳細は保健福祉総合支援センターまでお問い合わせください。

介護保険制度

【お問い合わせ先】　長寿福祉課（☎ 358-0513）
保健福祉総合支援センター（☎ 348-1138）

40 歳以上の皆さんは、富谷市が運営する介護保険の加入者（被保険者）です。保険料を納め、介護や支援が必要であると認められた場合には費用の一部（原則 1 割、一定所得以上は 2 割または 3 割）を支払ってサービスを利用できます。

・65 歳以上の人（第 1 号被保険者）

介護認定を受けた場合、サービスを利用できます（介護が必要となった理由は問いません。）。

・40 歳以上 65 歳未満の人（第 2 号被保険者）

老化などに伴って起こる病気（特定疾病）により介護認定を受けた場合にサービスを利用できます。

■介護サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するには、富谷市に申請をして、要介護認定を受ける必要があります。介護サービスを利用するまでの流れは次のようになっています。

相談	介護サービスが必要になったら、まずご相談ください。お電話でも来庁でもお気軽に、ご相談ください。
↓	
申請	要支援・要介護認定の申請・相談の窓口は、 保健福祉総合支援センター 長寿福祉課、各地域包括支援センター <申請に必要なもの> 介護保険被保険者証 健康保険被保険者証（40 歳～ 65 歳未満の方のみ）
↓	
認定調査	市の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについての調査を行います。また、市から主治医宛心身の状況についての意見書の作成を依頼します。
↓	
審査・判定	訪問調査の結果によるコンピュータ判定と医師の意見書を基に「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。
↓	
認定・通知	介護認定審査会の審査結果にもとづいて「自立（非該当）」「要支援 1 ～ 2」「要介護 1 ～ 5」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。
↓	

認定通知を受けとったら	※居宅サービスを希望する方は、介護支援専門員（ケアマネジャー）を選びましょう。また、施設サービスを希望する方は、施設に直接申し込みをしてください。 ※要支援認定を受けた方は、お住いの圏域の地域包括支援センターにご相談ください。
↓	
介護サービス計画の作成	認定結果を基に、心身の状況に応じて介護支援専門員（ケアマネジャー）と話し合い、介護サービス計画を作成します。施設に入所して利用する介護サービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用することになります。

■主な介護保険サービス

在宅サービス	●自宅に来てくれるサービス
	訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションなど
	●お出かけして受けるサービス
	通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所リハビリテーション（デイケア）など
	●住みやすくするサービス
	福祉用具貸与、住宅改修費支給、特定福祉用具購入費支給など
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院 ※特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として、要介護３～５の方が対象となります。要介護１～２の方の入所については、居宅において、日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由がある場合に限られます。
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など

■介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容

・サービス対象者

要支援１・２の認定を受けた方または65歳以上で基本チェックリスト（25項目）により事業対象者と判定された方（地域包括支援センターによるケアプラン作成などが必要）

・サービス内容

〔訪問型サービス〕
・訪問介護相当サービス（ホームヘルプサービス）
・生活支援型訪問サービス（家事支援を主としたサービス）
〔通所型サービス〕
・通所介護相当サービス（デイサービス）
・筋トレ型通所サービス
〔一般介護予防事業〕
・サロン型通所サービス

障害者総合支援制度（障害福祉サービス）

【お問い合わせ先】　地域福祉課（☎ 358-3294）

心身に障がいのある方が、種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい、難病患者等）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ必要な支援を行います。

これらのサービスを利用するためには申請が必要です。

なお、自己負担は原則１割負担ですが、世帯の課税状況によって、月額負担上限額が設定されます。

■サービスを利用するまでの流れ

①申請・相談	窓口は地域福祉課
②訪問調査	市の調査員の訪問などによる心身の状況やサービスの利用量を調査
③審査・判定	コンピューター判定と障害支援区分審査会での審査判定
④認定・通知	サービスの支給量が決まり次第、受給者証を発行します。

■障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

主なサービスの名称	
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能型・生活訓練型・宿泊型）、就労系サービス（移行支援・A型・B型）、就労定着支援、療養介護
居住系サービス	施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）

特別障害者手当

【お問い合わせ先】　地域福祉課（☎ 358-3294）

日常生活において常時特別介護を必要とし著しく重度の障がいのある在宅の20歳以上の方に対して支給します。

・助成内容　月額30,450円（令和８年４月現在）
・所得制限があります
※年度ごと等、金額の変更あり

高齢者・障がい者　外出支援乗車証「とみぱす」

【お問い合わせ先】
高齢者の方：長寿福祉課（☎ 358-0513）
障がい者の方：地域福祉課（☎ 358-3294）

■対象者

毎年４月１日現在、富谷市住民基本台帳に登録されており外出ができる下記①～③のいずれかを満たす方

①70歳以上の方
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している18歳以上の方
③運転免許証を自主返納した60歳以上70歳未満の方

■内容

バス・地下鉄等の運賃を年間２万円分（うち１割は自己負担）助成
※とみぱすの交付を受けるためには、市の指定する期間に申請が必要です。

重度障がい者等福祉タクシー利用券助成事業

【お問い合わせ先】　地域福祉課（☎ 358-3294）

重度障がいや要介護状態により、介助があっても公共交通機関の利用が困難な方に対し、タクシー利用料金の一部を助成するチケットを交付します。

■対象者

富谷市住民基本台帳に登録されており、かつ在宅の方で、下記の要件に該当する方

①身体障害者手帳の障害程度が１種１級または１種２級に該当し、障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で１級または２級に該当する方
②身体障害者手帳の障害程度が視覚・腎臓・呼吸器・心臓機能障害単独で１種１級に該当する方
③精神障害者保健福祉手帳１級に該当する方
④療育手帳Ａに該当する方
⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受領証の受領者
⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
⑦介護保険法に定める要介護認定者のうち要介護３・要介護４・要介護５に該当する方
⑧厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方

※施設入所者または「とみぱす」「燃料券」を利用されている方は交付対象にはなりません。

■助成内容　上限 18,000 円（年額）
※申請月によって減額あり

重度心身障がい者等自動車燃料費助成事業

【お問い合わせ先】　地域福祉課（☎ 358-3294）

重度の障がいがあり公共交通機関の利用が困難な方に対し、自動車燃料費の一部を助成するチケットを交付します。

■対象者

富谷市住民基本台帳に登録されている 18歳以上（医療的ケア児を除く）の在宅の方で、下記の要件に該当する方

①身体障害者手帳の障害程度が 1種 1級または 1種 2級に該当し、障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で 1級または 2級に該当する方
②身体障害者手帳の障害程度が視覚・腎臓・呼吸器・心臓・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝機能障害単独で 1種 1級に該当する方
③精神障害者保健福祉手帳 1級に該当する方
④療育手帳 Aに該当する方
⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受療証の受領者
⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
⑦厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方

※施設入所者または「とみぱす」「タクシー券」を利用されている方は交付対象にはなりません。

■助成内容　上限 18,000円（年額）
※申請月によって減額あり

市民センターの利用

市民センターで実施する、各種講座やサークルの案内などについては、５月に配布される“生涯学習のススメ”をご覧ください。

【お問い合わせ先】　各市民センター

富谷中央市民センター（☎ 358-2036）、富ケ丘市民センター（☎ 358-2538）、東向陽台市民センター（☎ 373-8271）、あけの平市民センター（☎ 358-9277）、日吉台市民センター（☎ 358-8293）、成田市民センター（☎ 348-3955）

１．開館時間　９時から 21 時
２．休 館 日　年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）
３．使 用 料　使用箇所により料金が異なります。市ホームページによりご確認ください。
４．利用申し込み

- 市民センター窓口のほか、オンラインでの予約受付も行っています。詳しくは 34 ページ「施設情報」をご覧ください。
- 窓口受付時間は、平日の８時 30 分から 17 時 15 分までです。なお、電話での予約はできませんが、利用状況の確認のみ対応いたします。
- 申請受付開始期間は、使用する日の３ヶ月前からとなります。

■申請受付期間

申請者	受付期間
サークル登録している団体	年間予約
一般利用者・社会教育団体・市民活動団体	３ヶ月前

市民図書館・市民図書館分館の利用方法

【お問い合わせ先】　ユートミヤ（市民図書館 ☎ 347-4217）
各市民センター（市民図書館分館）

１．開館時間

- （市民図書館）９時～ 21 時
 司書常駐時間　水～金　９時～19時、土日祝９時～18時
 セルフサービス　月、火、館内整理日　９時～ 21 時
 水～金　19 時～ 21 時、土日祝 18 時～ 21 時
- （市民図書館分館）火～日：９時～ 17 時

２．休 館 日

- （市民図書館）年末年始、施設メンテナンス日（随時お知らせします）
- （市民図書館分館）・月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌火曜日）
 ・年末年始、図書整理期間（随時お知らせします）

■はじめて利用するとき

- 本を借りるには、図書館利用カードが必要です。市民図書館または図書館分館の窓口で申請してください。住所を確認できるものが必要になります。
 利用カードの申請受付時間：
 （市民図書館）上記司書常駐時間
 （市民図書館分館）水曜日～日曜日の 12 時～ 17 時
- 市民図書館・分館のどこからでも借りることができます。
- 利用カードは、ご本人様のみ使用できます。

■本を借りるとき・返すとき

- 借りられる冊数は10 冊で、期間は２週間までです。
- 返却は市民図書館・分館のどこでも可能です。
- 予約がなければ貸出を１回延長することができます。

■予約・リクエスト

- 予約、リクエストをすることができます。
- 市内の図書館分館にある本を取り寄せることができます。
- 宮城県図書館や他市町村の図書館にある本も取り寄せることができます。

■インターネットサービス

- 市内にある全ての図書館・分館の蔵書をインターネットから検索することができます。
- 本の予約申込、延長申込、貸出・予約状況の確認、メールアドレスの登録・変更がインターネットからできます。
- 上記のサービスのご利用にあたり、図書館の利用登録、窓口での初期パスワードの発行が必要になります。

利用登録及びパスワードの発行受付時間：
（市民図書館）上記司書常駐時間
（市民図書館分館）水曜日～日曜日の 12 時～ 17 時

■【レファレンスサービス（調べもの相談）
本に関する情報の相談や、調べもののお手伝いをいたします。司書常駐時間にお尋ねいただくか、市民図書館のホームページからお問い合わせください。

■【市民図書館のみ】その他のサービス
コピーサービスやメイカースペースの利用などができます。詳しくは司書常駐時間に職員までお問い合わせください。

施設情報

【お問い合わせ先】 各施設
災害や感染症の影響により施設利用に制限がかかる場合がございますことをご了承願います。

【予約】
「富谷市公共施設予約サービス」により、ご自分のスマートフォン等から予約が可能です。
※対象施設：富谷市総合運動公園、西成田コミュニティセンター、大黒澤苑、市民センター

（富谷市公共施設予約サービス）

■富谷市総合運動公園 （☎ 358-5400）
富谷スポーツセンター（バレーボールコート 4 面の広さのアリーナ）、富谷武道館（柔道場 2 面（196 畳）の広さのアリーナとトレーニング室）、多目的グランド、テニスコート、スポーツ交流館があり、スポーツを総合的に楽しむことができます。
- **開館時間** 9 時～ 21 時
- **休 館 日** 月曜・年末年始（月曜が祝日の場合はその翌日）

■富谷市パークゴルフ場
やすらぎパークとみや（☎ 341-1711）
開放感あふれる優雅な景観と、フルショットの爽快感、戦略的で緩やかなアンジュレーション、そして大型の砲台グリーンをぜひ攻略してください。※予約不要
- **開館時間** 4 ～ 11 月 9 時～ 17 時（受付終了 16 時）
 12 ～ 3 月 9 時～ 16 時（受付終了 15 時）
- **休 館 日** 月曜・年末年始（月曜が祝日の場合はその翌日）
- **利用料金** 大人：300 円、中学生以下：150 円
- **貸し用具** 有（大人 100 円、中学生以下 50 円）

■富谷市民俗ギャラリー （☎ 358-1531）
ひと昔前まで暮らしの中で使われていた生活道具や農具などの民俗資料を中心に、歴史・考古資料もあわせて展示しています。※予約不要
- **開館時間** 9 時 30 分～ 16 時 30 分
- **休 館 日** 月曜・年末年始（月曜が祝日の場合はその翌日）

■西成田コミュニティセンター （☎ 358-2551）
もと小学校の施設を再活用しているため、温もりを感じる校舎や広い校庭は、訪れる人に心の安らぎを与えてくれます。
また、運動広場は夜間照明を完備しており、夏祭り、運動会など文化活動・スポーツ等にご利用いただけます。
- **開館時間** 9 時～ 21 時
- **休 館 日** 月曜・年末年始
- **問 合 せ** ☎ 358-5400（生涯学習課）

■文化創造の森 大黒澤苑 （☎ 348-8105）
春にはサクラやツツジ、カタクリなどが見られるほか、秋には紅葉が見られ、四季折々の風景が楽しめます。
「研修棟」の大広間・和室では、各種社会教育団体の会合、老人クラブ活動、サークル活動など、コミュニティ活動の場としてご利用いただけます。
- **開館時間** 9 時～ 17 時
- **休 館 日** 月曜・年末年始（月曜が祝日の場合はその翌日）
- **問 合 せ** ☎ 358-5400（生涯学習課）

とみや学園（高齢者教育事業）

【お問い合わせ先】各市民センター
シニア世代が学習やスポーツ・文化活動を通して、仲間とふれあいを深め、明るく楽しい充実した学園生活を送っていただくことを目的に、とみや学園を開校しています。
- **対 象** おおむね 60 歳以上の方
- **開 催** 月 1 回（年 8 回）

※無料ですが、必要に応じて集金があります。
年度途中の入校については、ご連絡ください。

子育てサロン・お話し会

【お問い合わせ先】各市民センター
地域のボランティアの協力のもと、未就学児親子が自由に遊びながら交流を深めることができるようにサポートする、あそびとふれあいのひろばです。
- **対 象** 未就学児親子 ※予約・申込は不要です。

■富ケ丘市民センター
「どーなっつ」 第 3 火曜日 10 時 30 分～ 11 時

■成田市民センター
「ぐーちーぱー」 月 1 回月曜日 10 時 30 分～ 11 時
「おはなしぴよぴよ」 月 1 回水曜日 11 時～ 11 時 30 分

■東向陽台市民センター
「うたあそびーば」 第 1 水曜日 10 時～ 11 時

■あけの平市民センター
「とみや♡こっこの会」 第 3 木曜日 10 時 30 分～ 11 時 30 分

※都合により、日程変更やお休みをすることがあります。
詳しくは各市民センターにお問い合わせください。

プレイルーム（富谷中央市民センターを除く）

【お問い合わせ先】各市民センター
市民センターにはプレイルームがあり、子どもたちが遊ぶことができます。詳しくは窓口でおたずねください。
- **開 室 日** 月曜～金曜（祝日を除く）
- **開室時間** 9 時～ 17 時

※未就学児は大人の方と一緒にご利用ください。
小学生は下校途中での利用はできません。